

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（概要） について

I 趣旨

米穀の新用途（米粉用・飼料用等）への利用を促進するため、米穀の生産者とその加工品の製造業者が連携した取組に関する計画及び新品種を育成するための計画に係る制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し農業改良資金の償還期間を延長する等の支援措置を講ずる。

II 法案の内容

（１）基本方針の策定

農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定める。

（２）事業計画の作成

① 生産製造連携事業計画

新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品（米粉・飼料等）の製造事業者（必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。）と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

② 新品種育成計画

稲の新品種の育成を行おうとする者は、新品種を育成する事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

（３）支援措置

① （２）の①の計画の認定を受けた場合には、農業改良資金融通法の特例（償還期間の延長等）や食品流通構造改善促進法の特例（食品流通構造改善促進機構による債務保証の範囲の拡大等）等の措置を講じる。

② （２）の②の計画の認定を受けた場合には、種苗法の特例（新品種の出願料・登録料の減免）の措置を講じる。